

「東大和市子どもと大人のやくそく（東大和市子ども・子育て憲章）」 に対するパブリックコメントを実施します。

東大和市では令和2年に市制50周年にあたり、東大和市子どもと大人のやくそく（東大和市子ども・子育て憲章）の制定を予定しております。

このことをお知らせするとともに、市民及び事業者等の皆様から広く意見をいただくため、次の方法でパブリックコメントを実施します。

1 目的

東大和市子どもと大人のやくそく（東大和市子ども・子育て憲章）は、市の未来を担う子どもたちの健やかな成長を守り育むとともに、子どもたち自身が社会の一員として生きていける力を育めるよう、市民の皆様、地域関係者・事業者の方々及び市が相互に協力し、取り組んでいくための子ども・子育てに関する「共通の理念、指針」となるものとして、市制50周年の記念すべき節目の年に合わせて、制定するものです。

2 内容

東大和市子どもと大人のやくそく（東大和市子ども・子育て憲章）

3 基本的な考え方

東大和市子どもと大人のやくそく（東大和市子ども・子育て憲章）の策定にあたっては、子どもと大人での会議や、市民アンケートを行う等、子どもから大人まで、たくさんの市民の方から、ご意見をいただきながら、市及び東大和市子ども・子育て支援会議専門部会において、検討してまいりました。

市としましては、これらの策定経過・意見を尊重し、本憲章について、制定したいと考えています。

【経過（これまでの市民参加概要）】

（1）子ども・子育て憲章検討部会（子ども大人会議）

第1回 5月29日

第2回 書面によるやりとりのみ

第3回 書面によるやりとりのみ

第4回 9月25日

（2）アンケートの実施

内 容：やくそく項目について

実施場所：環境市民の集い

児童館、学童保育所

狭山保育園

やまとあけぼの学園

子ども家庭支援センター

（3）教育委員、民生・児童委員、青少年対策地区委員会からの意見聴取

4 意見を提出できる方

- (1) 市内在住の個人
- (2) 市内に事業所等を有する個人
- (3) 市内に事業所等を有する法人等
- (4) 市内在勤の個人
- (5) 市内在学の個人
- (6) 本計画に利害関係があると認められる個人
- (7) 本計画に利害関係があると認められる法人等

5 意見の提出期間

令和元年12月4日（水）から令和2年1月6日（月）まで（必着）

※期間終了後に提出された意見については、パブリックコメントとしての意見としてお受けできませんのであらかじめご了承ください。

6 資料の閲覧方法

- (1) 東大和市公式ホームページ（市政案内 ⇒ 市政 ⇒ パブリックコメント）
- (2) 文書閲覧 子育て支援部保育課（東大和市役所1階7番窓口）
 市内児童館
 子ども家庭支援センター

7 意見の提出先、方法及び提出様式等

(1) 提出先

子育て支援部 保育課

(2) 提出方法

次のいずれかの方法により、提出してください。

- ・ 書面の持参 子育て支援部 保育課（東大和市役所1階7番窓口）
- ・ 郵送 〒207-8585 東大和市中心3-930 東大和市子育て支援部 保育課（憲章担当）宛て
- ・ FAX 042-563-5928
- ・ 電子メール hoiku@city.higashiyamato.lg.jp

(3) 提出様式等

様式は自由です。別紙に意見書の参考様式を用意しておりますので、適宜ご利用ください。

なお、提出の際には次に掲げる事項を明記してください。

ア 市内在住の個人 住所及び氏名

イ 市内に事業所等を有する個人 事業所等の名称、所在地及び氏名

ウ 市内に事業所等を有する法人等 事業所等の名称、所在地、団体名及び代表者氏名

エ 市内在勤の個人 勤務する事業所等の名称、所在地及び氏名

オ 市内在学の個人 在学する学校の名称、所在地及び氏名

カ 本憲章に利害関係があると認められる個人

利害関係を有することが明らかにできる事項、住所及び氏名

キ 本憲章に利害関係があると認められる法人等

利害関係を有することが明らかにできる事項、所在地、団体名及び代表者氏名

(4) 問い合わせ先

東大和市子育て支援部 保育課（憲章担当）

TEL：042-563-2111（内線）1758

8 提出された意見等を公表する時期

寄せられた意見の概要や意見に対する市の考え方等は、令和2年2月末までに東大和市公式ホームページで公表する予定です。なお、公表にあたっては、住所、氏名等の個人情報を除きます。

9 注意事項

- ・電話及び窓口での口頭による意見はお受けできません。
- ・意見をいただいた方への個別の回答は行いませんので、あらかじめご承知おきください。